

8・2 船員の資格・技能教育と確保問題

8・2・1 船員の教育機関

船員の教育機関の入学状況及び卒業生の求人・就職状況は[資料 8-2-1](#)、[資料 8-2-2](#)に示すとおりとなっている。

2003 年 10 月より、東京商船大学は東京水産大学と、神戸商船大学は神戸大学と統合し、独立行政法人となった。両商船大学系の学部及び乗船実習課については、それぞれの新大学の中で新たな学部名で存続しており、これまで通り船舶職員第一種養成施設に指定され運営されている。

海技大学校及び航海訓練所については、2001 年度より独立行政法人化されており、既に業務をより効果的に行なうという「独立行政法人化」の趣旨を十分に踏まえた運営を行っている。[\(資料 8-2-3 参照\)](#)

その他に日本船員福利雇用促進センター(以下 SECOJ)が、船員の教育・訓練に関する事業を行っている。[\(資料 8-2-4 参照\)](#)

また、海技大学校及び SECOJ では、後述の通り日本人船員のみならず、外国人船員に対しても教育・訓練に関する事業を行っている。

8・2・2 海技及び無線資格・技能取得の教育

海技大学校では、2003 年度中、日本人船員 2897 名(対前年度比 1790 名増)、外国人船員 82 名(対前年度比 8 名増)が海技資格・技能を取得するための課程を受講した。

SECOJ では、2003 年度中、日本人船員 1032 名(対前年度比 252 名減)、外国人船員 429 名(対前年度比 386 名増)が海技及び無線資格・技能を取得するための課程を受講した。

日本人船機長 2 名体制による国際船舶を円滑に運航するためには、関連する船員法上の資格要件を満足する必要がある。

このためには、外国人船員に対してこれら資格及び技能を円滑に付与する制度が不可欠であるが、この内、現時点及び近い将来に必要とされるのは危険物等取扱責任者資格(8・2・3)、船舶料理士資格(8・2・4)、無線資格(8・2・5)、GMDSS 資格(8・2・6)および船舶保安職員資格(8・2・7)であり、当協会はこれら資格及び技能が円滑に取得できるよう、関係の委員会等に参画するとともに、関係機関と調整を図り、船社負担の軽減に努めた。

8・2・3 危険物等取扱責任者資格取得の教育

本資格を取得するための講習は、日本人船員に対しては海上災害防止センターにおいて実施され、外国人船員に対しては船舶職員法に基づく国内海事法令講習と同様の内容でフ

フィリピンの指定講習機関(3ヶ所)において実施された。

外国人船員に対する本講習の受講者は、当面船舶職員法に基づく承認制度における国内海事法令講習の受講者に限定されており、同講習の実施と併せ、2000年1月以降、2004年4月までに通算12回の講習が実施された。

8・2・4 船舶料理士資格取得の教育

国際船舶制度の導入に伴い、船舶料理士資格を外国人が取得することとなった。

2001年6月に国土交通省船員部を事務局とする「船舶料理士資格制度に関する検討委員会」が設置され、外国人船員に対する船舶料理士試験のあり方も含めた検討が開始され、同年11月に同検討委員会は「受験資格としての乗船履歴(3年から1年に短縮)」、「筆記・実技試験要領」、「外国人に対する試験(臨時試験)の取扱い」についての変更を主な内容とするとりまとめを行った。

このとりまとめに基づき、国土交通省は船舶料理士に関する省令を改正し、2003年2月3日に施行した。

また、船舶料理士に関する試験を実施する団体として、これまで担当してきた(財)日本海技協会の他に SECOJ が追加され、外国人に対する試験については SECOJ が担当していくこととなった。

当協会は、国際船舶の増加に伴い外国人の船舶料理士に対する需要が大変逼迫した状況にあることから、国土交通省船員労働環境課及び試験の実施団体である SECOJ に対して、早急な試験の実施を要請した。

その結果、現行制度に基づく外国人に対する船舶料理士試験が2003年7、11月及び2004年2月の計3回マニラにおいて実施され、計161名(対前年度比22名増)が資格を取得し、これまでの累計ではフィリピン人342名とインドネシア人8名の計350名となった。

8・2・5 無線資格取得の教育

1995年の改正STCW条約(STCW95)が2002年2月1日より完全実施されたことに伴い、わが国では全ての航海当直職員には海上特殊無線技士資格(一海特)の取得が義務付けられることとなった。

これを受け、日本国は国際船舶に乗り組む外国人航海士に対して一海特の資格を付与するための無線従事者規則の改正を行い(2001年6月20日施行)、日本国の一海特と同等の外国の無線資格(ROC)を有する外国人船員については、国内法規のみ(3時間以上)の講習を受講することで一海特を取得できることとした。

この講習は、(財)日本無線協会が主催し、2001年8月にマニラにおいて第1回一海特養成課程として開催された。

2003年度は5、9月及び2004年1月の計3回マニラにおいて実施され、計268名(対前

年度比 5 名増)が資格を取得し、これまで 9 回開催された合計はフィリピン人 726 名、インドネシア人 15 名とインド人 1 名の計 742 名となった。

また、講習開催の事務手続きの支援について、2003 年 6 月より SECOJ が実施していくこととなった。

当協会は、日本無線協会及び SECOJ と連携を図り、講習の円滑な実施に務めた。

8・2・6 GMDSS 資格取得の教育

GMDSS が 1999 年 2 月 1 日より既存船を含む全ての船舶に適用(完全導入)され、国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事する 300 総トン以上の貨物船(A3 または A4 海域を航行海域とするもの)にあつては、これまで専従だった通信長の職務を航海士や機関士などの船舶職員が兼務することを可能とした、いわゆる「他職務兼務船」が認められることとなった。

このような GMDSS 体制の完全実施に伴い、兼務通信長を十分に確保することが急務となっている。

兼務通信長になるためには、三級海技士(電子通信)(以下三電通)以上の資格を受有する必要があるが、同資格の受験申請にあつては総務省の三海通資格及び船舶局無線従事者証明を取得する必要がある。

当協会は、国内で総務省が実施した 2003 年 7 月期および 2004 年 1 月期の船舶局無線従事者証明のための新規訓練に対し、船社の協力を得て、講師を派遣した。

今後は、日本人船員のみならず、外国人船員も同資格を取得できる制度の創設を総務省へ働きかけることとしている。

8・2・7 船舶保安職員資格取得の教育

2001 年 9 月に発生した米国同時多発テロ事件を契機に、IMO が中心となって国際的な海事保安対策を検討の結果、SOLAS 条約の改正及び ISPS CODE の採択がなされた。

これにより、改正された条約の発効が見込まれる 2004 年 7 月 1 日までに、国際航海に従事する旅客船及び総トン数 500 トン以上の貨物船にあつては、「船舶保安職員(以下 SSO)」を乗り組ませなければならないこととなった。

当協会は積極的に SSO 養成制度の創設を国土交通省へ働きかけ、海技大学校を実施団体とする養成制度が 2003 年 9 月から開始された。

2003 年度は東京及び神戸にて講習が計 42 回実施され、計 1,205 名が資格を取得した。

8・2・8 日本人船員の確保・育成の為の啓蒙活動

当協会では、船員教育機関に入学した学生に対する広報活動および一般の人々を対象とした広報活動を行っているが、2003年度は以下の船員確保・育成の為の啓蒙活動を実施した。

- (1) 東京海洋大学の学生に対するコンテナターミナル見学会
- (2) 東京海洋大学及び神戸大学における海事シンポジウム（講演会及び大学教官と船社労務担当者の意見交換会）

[資料8 - 2 - 1]

船員教育機関卒業生の求人・就職状況

平成16年4月1日 現在

	卒業 年度	卒業 者数	就職 希望者 数	求 人										就 職									
				海 上 産 業						陸 上 産 業	合 計	海 上 産 業						陸 上 産 業	合 計				
				外 航		内 航		カーフェリー ／旅客 船	官公庁			水産系	計	外 航		内 航				カーフェリー ／旅客 船	官公庁	水産系	計
				外労・旧 中小	その他	三団体	その他							外労・旧 中小	その他	三団体	その他						
大 学 2校	11	117	104	64	11	5	8	10	10	0	108	69	177	46	6	4	6	9	6	0	77	19	96
	12	109	94	37	7	3	21	7	6	0	81	22	103	32	7	3	21	5	3	0	71	12	83
	13	112	97	44	3	1	15	9	6	0	78	39	117	40	2	1	10	6	5	0	64	33	97
	14	113	93	58	4	4	7	5	7	0	85	29	114	51	3	3	6	4	5	0	72	16	88
	15	131	117	57	9	5	4	4	8	1	88	222	310	50	7	3	3	3	8	1	75	36	111
商 船 高 専 5校	11	176	128	12	13	1	32	20	46	1	125	531	656	2	6	1	13	15	2	1	40	81	121
	12	159	123	15	18	2	30	24	48	0	137	540	677	5	4	2	10	14	5	0	40	82	122
	13	138	107	13	15	10	37	26	36	0	137	828	965	5	1	7	9	14	0	0	36	68	104
	14	153	112	5	13	16	47	20	52	0	153	763	916	5	4	7	16	11	4	0	47	62	109
	15	143	119	12	32	6	35	28	43	0	156	947	1103	8	13	3	12	10	4	0	50	64	114
海 員 学 校 8校	11	397	328	0	5	47	174	78	59	165	528	345	873	0	4	26	130	43	22	10	235	71	306
	12	395	352	0	16	50	145	55	72	162	500	247	747	0	11	31	105	45	17	16	225	80	305
	13	406	339	0	3	27	166	85	79	94	454	426	880	0	3	27	126	62	17	7	242	64	306
	14	376	318	0	12	7	127	77	95	94	412	146	558	0	11	10	104	53	19	13	210	51	261
	15	399	341	0	12	14	147	95	105	125	498	122	620	0	12	13	103	55	31	11	225	48	273
海 技 大 学 校 1校	11	37	31	0	0	1	15	7	4	0	27	0	27	0	0	1	15	7	4	0	27	2	29
	12	36	31	0	0	0	8	8	3	0	19	1	20	0	0	1	12	11	5	0	29	2	31
	13	21	15	0	0	0	7	2	0	0	9	0	9	0	1	0	10	3	0	0	14	1	15
	14	16	14	0	1	0	5	5	0	0	11	2	13	0	1	0	5	5	0	0	11	2	13
	15	24	21	0	3	2	10	5	1	0	21	13	34	0	2	2	7	5	0	0	16	2	18

- 注
- (1) 大学については、乗船実習科に進んだ者に係るものである。
 - (2) 卒業時期は、大学及び商船高専が9月、海員学校が3月(乗船実習科は9月)である。
 - (3) 独立行政法人海員学校については、本科卒業後、乗船実習科に進学した者(9月修了、15年度にあっては75人)を含むため、15年度については4月現在の実績値である。乗船実習科進学者に関しては、近年は乗船実習中に就職先が決定する例が多いため、9月の卒業時点で全体の就職状況が集計されることとなる。
 - (4) 独立行政法人海技大学校については、海上技術科の卒業生に限る。

船員教育機関入学状況

平成16年4月1日現在

	入学年度	入学定員	応募者数	倍率	入学者数	備考
大学	12	160	666	4.2	174 (21)	
	13	160	743	4.6	168 (11)	
	14	160	668	4.2	174 (10)	
	15	160	741	4.6	176 (17)	
	16	330	909	2.8	348 (34)	
商船高等専門学校	12	200	310	1.6	200 (25)	
	13	200	269	1.3	205 (39)	
	14	200	290	1.5	184 (15)	
	15	200	306	1.5	203 (20)	
	16	200	320	1.6	208 (18)	
独立行政法人 海員学校	12	440	970	2.2	499 (68)	
	13	440	913	2.1	477 (70)	
	14	440	884	2.0	436 (50)	
	15	440	787	1.8	410 (47)	
	16	440	801	1.8	406 (38)	

- (注) 1, 大学の数値は、東京海洋大学「海洋工学部」と神戸大学「海事科学部」に係るものである。
 2, 商船高等専門学校の数値は商船学科【航海コース及び機関コース】に係るものである。
 3, 独立行政法人海員学校（海上技術短期大学校及び海上技術学校）の数値は、本科6校、専修科2校、司ちゅう・事務科1校に係るものである。
 4, 「入学者数」のうち、（ ）の数値は女子に係る内数である。

独立行政法人海技大学校 入学者数等

(2004年4月30日現在)

課 程		区 分	2003年度					
			養成定員	応募者	合格者	入学者	卒業者	
海上技術科	航海科		15	17	17	16	14	
	機関科		15	15	15	13	10	
	小 計			30	32	32	29	24
海技士科	一級海技士航海科		10	1	1	1	1	
	一級海技士機関科		10	0	0	0	0	
	二級海技士航海科		10	3	3	3	4	
	二級海技士機関科		10	2	2	2	2	
	三級海技士航海科		20	11	11	11	10	
	三級海技士機関科		20	5	5	5	5	
	四級海技士航海科		20	11	11	11	11	
	四級海技士機関科		20	6	6	6	6	
	小 計			120	39	39	39	39
講習科	海技課程	航海科三級海技士課程	10	5	5	5	5	
		機関科三級海技士課程	10	0	0	0	0	
		航海科四級海技士課程	10	0	0	0	0	
		機関科四級海技士課程	10	0	0	0	0	
		航海科五級海技士課程	30	16	16	16	15	
		機関科五級海技士課程	30	19	19	19	19	
		若年船員養成課程(前期)	12	9	9	9	9	
		若年船員養成課程(後期)	15	6	6	6	6	
	基礎課程	技能講習課程	40	28	28	28	28	
		船舶基礎講習課程	10	2	2	2	2	
	シムルタ課程			196	802	802	802	802
	国際協力課程	航海科技術協力課程中級	5	10	5	5	5	
		機関科技術協力課程中級	5	7	5	5	5	
		航海科技術協力課程初級	43	21	21	21	21	
		機関科技術協力課程初級		21	21	21	21	
委託研修課程		適宜	1,748	1,748	1,748	1,748		
小 計			426	2,694	2,687	2,687	2,686	
通信教育科	高等科専門課程航海科	100	38	38	38	40		
	高等科専門課程機関科		23	23	23	28		
	普通科A課程	20	8	8	8	1		
	普通科B課程航海科	100	119	119	119	12		
	普通科B課程機関科		36	36	36	2		
	小 計			220	224	224	83	
合 計			796	2,989	2,982	2,979	2,832	

〔資料 8 - 2 - 4〕

技能訓練実績 (平成 15 年度)

	研 修 名	回 数	定 員	雇 用	離 職	合 計	
技能訓練Ⅰ	部員研修 (3～5級)	8	280	148	49	197	
	海事英語研修	1	10	5	—	5	
	タンカー研修	3	45	45	—	45	
	小 計	12	335	198	49	247	
技能訓練Ⅱ	船 養	1～2級研修	1	40	9	—	9
		3級	3	150	40	—	40
	船 成	4～5級	3	180	49	—	49
		職 訓	3級海上無線指定講習	4	120	69	—
	員 練	4級海上無線指定講習	1	40	8	—	8
		無線従事者証明訓練	1	30	19	—	19
	外国語教育訓練	2	40	19	—	19	
	STCW 条約適応訓練	18	180	151	—	151	
	特殊無線技士養成訓練	5	200	130	—	130	
	陸上転換職業訓練	—	11	—	—	—	
小 計	38	991	494	—	494		
技能訓練Ⅲ	特殊無線技士養成訓練	3	120	—	86	86	
	無線従事者証明訓練	1	40	—	15	15	
	認定航海当直部員養成訓練	2	60	—	52	52	
	小 計	6	220	—	153	153	
技能訓練Ⅳ	訓練 A・フークリフト等	2	60	—	36	36	
	訓練 B・ボイラー等	1	30	—	9	9	
	訓練 C・小型船舶操縦士等	2	60	—	69	69	
	小 計	5	150	—	114	114	
技能訓練Ⅴ	内航転換訓練	2	30	—	24	24	
	小 計	2	30	—	24	24	
総 合 計		63	1,726	692	340	1,032	

主な訓練開催地は、函館、八戸、気仙沼、東京、横浜、横須賀、尾道、広島、下関、西海（愛媛県）、門司、戸畑、三角（熊本県）です。受講者が多く見込まれるときは、これ以外の地区でも開催します。